

起債

必託の通り起債すべしとする。

先

一 起債金額

一 金壹百貳拾萬圓也

一 起債目的

三 徳小學校成介校改築工事

一 借入先

大蔵省資金運用部

一 借入利率

年八厘

一 借入時期

昭和三十一年

度但レ工事又は財政の都合により起債の全部又は一部を繰上りして繰上りして借入れることとせらる。

一 償還方法

昭和三十一年度より五年以内一括翌五年以内の毎二年一回

元利率均等償還により繰上償還するものとする。

但レ財政の都合により繰上償還を止めず償還年限を短縮し若

しくは但利率の借換えることとせらる。

概收その他一般支入

一 償還総額

昭和三十年三月十二日提出

三朝副議長

坂出

雅

昭和三十年三月十二日議決

三朝副議長

天

野

廉

原案可決

